２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第13表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。